



国際評価基準審議会 (IVSC) の評議員会での 議論について —2019年6月会議の概要—

IVSC評議員

や ま だ た つ み
山田 辰己

1 はじめに

国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council: IVSC) の評議員会が、2019年6月27日及び28日に、ロンドンのIVSCの事務所近くの会議室で開催された。

今回の評議員会では、主として、次の議題についての議論が行われた。

- (a) 新評議員の選任
- (b) 会員及び基準認識理事会 (Membership & Standards Recognition Board: MSRB)、基準レビュー理事会 (Standards Review Board: SRB)、有形資産基準理事会 (Tangible Assets Standards Board: TASB)、企業評価基準理事会 (Business Valuation Standards Board: BVSB)、金融商品基準理事会 (Financial Instruments Standards Board: FISB) 及びアドバイザリー・フォーラム・ワーキング・グループ (Advisory Forum Working Group: AFWG) の活動報告
- (c) IVSCの財務諸表及び2019年度の予算の承認など
- (d) APEC Initiativeの活動報告

- (e) その他 (評議員の国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) 議長への就任に伴う辞任、2019年の総会日程など)

2 新評議員の選任など

今回、評議員として、英国の元大蔵大臣 (Chancellor of the Exchequer) であったAlistair Darling卿が選任された。同氏は、今回のすべての議事に参加した。

なお、IVSCの定款では、最大18名の評議員を選任することができるとされており、今後2年のうちに任期を迎える評議員を考えると、現在、7人の枠がある。IVSCでは、国際評価基準 (International Valuation Standards: IVS) の国際的な認知度をより一層高め、グローバルに展開するために、評価基準に対する需要が高まっているアジア地域を中心に、世界各地から評議員の候補者を探している。

3 MSRB、SRB及びAFWGの活動報告

前回の評議員会 (2019年3月) 以降

のMSRB、SRB、TASB、BVSB、FISB及びAFWGの各組織の活動状況について、次のとおりの報告が行われた。

(1) MSRB

議長のエリック・テオ氏から、MSRBの活動に関して、次の報告があった。

(a) 品質マーク(Quality Mark)の開発の進展状況

当初、品質マークは、「事業評価」のみを対象として、事業評価を行う評価専門職業組織(Valuation Professional Organization: VPO)及び当該VPOの構成員が一定の信頼水準を満たす技術的能力を有していることを示すものとして構想されていた。このような品質マークを創設することに関して、IVSCは、2018年5月にコンサルテーション・ペーパーを公表し、意見を求めた。その後、受領したコメントを受けて、事業評価のみを対象とするのではなく、不動産や有形資産なども含めたすべての資産評価を対象として、一定の信頼水準を満たすVPOに付与するものとするのが妥当だと結論に達し、その方向で制度を見直すことが2018年10月に決定された。

この決定を受けて、範囲を拡大した品質マークを付与するための手続などの制度内容の見直しは、現在、MSRBで議論されている。その見直しを行った後の内容を含んだ新たなコンサルテーション・ペーパーを、2020年5月に公表することを目指して作業中である。

(b) IVSの国際的な認知度を向上させるための一環として、大学生のIVS教育を充実させるためのカリキュラムの作成について8つの大学と協議している。

(c) AFWGと共同して、職業専門家としての技量(professionalism)を継

続的に維持強化することを職業専門家の「義務」として位置付け、それを遵守することを確認するような仕組みを検討している。

(d) 2019年3月の評議員会で、地域版MSRBの創設が決定されたことを受けて、EU版のMSRBを組成するため、その組織の在り方、構成メンバー及び活動計画など(terms of reference)を作成中である。

(2) SRB

議長のマーク・ズィラ氏から、SRBの活動に関して、次の報告があった。

(a) 2019年3月の評議員会で、IVSを適時に改訂・公表するために、次のような体制に移行することが決定された。

① IVSの発効日を年2回(1月1日と7月1日)とし、発効日ごとに有効なIVSをIVSCのホームページで電子ファイルの形で入手できるようにする。

② IVSの公開草案に対するコメント期間は、最低、3か月とする。

③ 改訂されたIVSの発効日は、最終基準公表日から6か月以内には設定しないこととする。

これを受けて、今後、SRBのデュー・プロセスやガバナンスを明確化するための検討を行う予定である。

(b) 国際財務報告基準(IFRS)第13号「公正価値測定」とIVSとの連携など、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board: IASB)とSRBとの関係のより一層の強化を目指して、定期的にIASBと意見交換を行っている。

(3) TASB

議長の本・エルダー氏から、TASBの活動に関して、次の報告があった。

(a) TASBとBVSBとの連携はよく機能するようになってきており、また、新設さ

れたFISBから多くのことを学んでいるので、この三者間の協力関係を図っていく。

(b) IVSの規定の解釈などに対して実務家からの質問が寄せられるようになってきており、これにどのように対応すべきか検討している(評議員からは、質問に対する回答がIVSに対する権威ある解釈とみなされるかもしれない点に懸念が表明され、IASBにおける権威ある解釈指針と同様な権威を持たせるべきかについて注意深く検討すべきことが要請された。)

(4) BVSB

議長のアンドレア・ohl氏から、BVSBの活動に関して、次の報告があった。

(a) 2019年1月にIVS220「非金融負債(Non-Financial Liabilities)」に関する公開草案を公表し、コメントを受領したので(コメント締切りは2019年4月1日)、現在、その分析中である。

(b) 今後、仮想通貨(cryptocurrency)や美術・骨董品(有形固定資産かどうかにかかわらず)に関する検討を行う予定である。

(c) 財務報告と企業結合時の評価に関してIASBと意見交換を行った。その中では、のれんの償却が、のれんの価値の評価にとって役立つかどうかに関しても意見交換が行われた。

(5) FISB

担当スタッフから、FISBの活動に関して、次の報告があった。

(a) 2019年4月に初会合を開催し、IVS500「金融商品の評価(Financial Instruments)」を議論した。また、今後、現在話題となっているIBOR(銀行間取引金利)問題を取り上げることが決定された。IBOR問題は、国際金融市場において重要な役

割を果たしているLIBORなどの金利指標の信頼性が損なわれる事態となり、金融安定化理事会 (Financial Stability Board : FSB) の提言を受けて、主要な金利指標の根本的な見直しが行われている事態を指している。そこでは、既存の金利指標を、取引データに基づく程度がより大きい、ほぼリスクフリーな代替的金利に置き換える方向で改革が進展している¹。

(b) FISBの下には、金融機関がデリバティブなどの公正価値を測定するために整備しなければならない4つの論点 (金融機関のガバナンス、評価のためのフレームワーク、評価に用いるデータ及び財務報告) を扱う4つのワーキング・グループが設定されていたが、これをまとめて1つのワーキング・グループとした。

(c) 今後、金融商品の評価基準 (IVS500) を見直すに当たり、IASB及び米国財務報告基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) とともに議論し、連携していく予定である。なお、IVS500を改訂するプロセスの一環として、「金融商品アジェンダ・コンサルテーション コメントのお願い (IVSC Financial Instruments Invitation to Comment)」が2019年8月7日に公表された (コメント締切りは2019年9月26日)。

(6) AFWG

議長John Martin氏から、AFWGの活動に関して、次の報告があった。なお、AF (Advisory Forum) は、IVSCとその主要メンバーである各国のVPOとの対話を行う場として設定されている機関である。

(a) 主要国で2020年までにIVSを採用することを実現するために、現在、進め

ている「Adoption 2020」では、各国のVPOの考え方を整理するために、2019年10月の年次総会時にワークショップを計画している。特に、北米がIVSのアドプションに向けて進むよう促す予定である²。

(b) IVSCに加入しているVPOは、相当数に上っており、しかも、不動産、その他の有形固定資産及び企業評価など多くの専門分野に分かれている。これらVPO間のより緊密な連携を達成するため、AFにおけるVPO間の意見交換の場を増やす方向で検討中である。

4 IVSCの財務諸表及び2019年度の予算の承認など

IVSCの決算期は3月末である。今回、2019年3月末の財務諸表について、監査人を交えて議論が行われ、その結果、決算の内容が承認された (監査意見は無限定適正意見)。また、2019年度の予算案も承認された。

これに関連して、次の点が議論された。

(a) 会費の請求はアメリカドルで行われるものの、活動の中心がロンドンにあり、多くの経費が英ポンドで支出されるため、機能通貨は英ポンドとなっている。2018年6月の財務諸表の承認時点で、この為替リスクの軽減のための対応を検討することが事務局に指示されていたが、2019年度の会費請求から、為替リスクを避けるため、会費請求をできるだけ英ポンドで行うように変更していることが報告された (評議員からは、この方向性に対する支持が表明され、その範囲の拡大を図ることが指示された。)

(b) 2019年度では、FISBの活動を支援するためのスタッフの充実を中心に、スタッフの増強を考えていることが事務局から報告された。当面は、予算が

許容する範囲内での増員しかできないが、FISBが設立され、その活動が活発化するので、この機会に、金融機関のメンバー又はスポンサーを増やすべく、働きかけを強化していくことが合意された。

5 APEC Initiativeの活動報告

元評議員であるNicholas Brooke氏 (香港在住) が担当となって、APECからの要請で、域内のメンバー21か国にIVSを資産評価の基本原則として導入することを勧めるための活動を2014年から行っているが、その進捗状況について、次のような報告が行われた。

(a) APEC加盟国では、無形資産の評価が重要になりつつある。

(b) フィリピンとメキシコがIVSのアドプションを行った。

(c) ベトナムが2021年でのIVSのアドプションを目指して活動中である。

(d) 日本において、企業評価に関する職業専門家組織の設立に向けた議論が行われている。

6 その他

(1) 評議員のIAASB議長への就任に伴う辞任

米国からの評議員であるTom Seidenstein氏が、国際会計士連盟 (International Federation of Accountants : IFAC) のIAASB議長に就任するため、今回は最後に、評議員を辞任することとなった。彼がIAASB議長に就任することは、IVSCを知る関係者が国際監査基準の作成に携わることとなるため、今後のIVSCの活動にとっても喜ばしいことである。

(2) スポンサーとのランチ

毎年、ロンドンで開催する評議員会の機会をとらえて、IVSCのスポンサーとの対話を行っており、今回もこれが開催された。2015年10月の組織改革以降、IVSCの活動が活発化している点について支持が表明されるとともに、今後、実務で遭遇する問題に対しても適時にIVSCが対応すべきであるとの意見も聞かれた。また、IVSCの活動を金融商品の評価に拡大することについても理解が示された。

(3) 韓国がIVSの韓国語訳を完成

韓国会計士協会(Korean Institute of Certified Public Accountants: KICPA)がIVSの韓国語訳を完成させたことが報告された。

(4) 2019年10月の年次総会

IVSCでは、欧州、アジア、そして、米州という順番で、毎年10月に年次総会を開催している。2019年の年次総会は、2019年10月7日から9日まで、シンガポールで開催される。

<注>

1 IBOR問題に関する記述は、IASBが

2019年5月に公表した「金利指標改革 IFRS第9号及びIAS第39号の修正案(*Interest Rate Benchmark Reform Proposed amendments to IFRS 9 and IAS 39*)」の冒頭にある「はじめに」の記述を参考にしている。

2 「Adoption 2020」では、2017年に行ったVPOに対する現状調査で、アドプションに対する各国の理解が多様であることが判明している。具体的には、アドプションをIFRSの場合と同じように考え、IVSを修正することなくそのまま採用することがアドプションであると理解しているVPOがある一方で、IVSは評価実務の基本原則ではあるものの、各国の法律や当局の要請が優先されたとしてもIVSに準拠していると考え(これが現在のIVSのスタンス)という、大別して2つの考え方がある。また、現時点で自国の基準がIVSと違っていても、VPOは、自国の評価基準に代えてIVSを採用するように努力すべきであることをVPOの義務とすべきだという考え方もある。このように、アドプションとは何かに関してさまざまな見解があり、1つに統一されていない状況である。